

令和7年度 清須市立清洲小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるようにする。そうした中で、校訓の「すすんで学ぶ子」「思いやりのある子」「じょうぶな子」の精神の下、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応し、以下の役割を担う。

(1) いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、教育支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。学期に一度定期開催する。

学校におけるいじめ防止等の取組の検証を行い、改善策を検討する。

(2) いじめ・不登校対策委員会（情報交換会）

全教職員で構成する。月に1度開催する。必要に応じて緊急に開催する。

原則、教職員への共通理解と情報交換を目的とするが、状況に応じて協議を行う。

(3) いじめ・不登校対策委員会（学年会）

学年主任を中心とし、対応にあたる児童の学年の教職員で構成する。随時開催する。

児童の変化を捉え対応を検討する。学年でケース会議を行い、委員会・全体会に報告する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組【予防・啓発】

- ・ 心の天気などから、気になる児童はもちろんのこと全ての児童への声掛けを欠かさない。
- ・ いじめアンケートや教育相談を定期的の実施し、児童の小さな変化を見逃さないように努める。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果、「心の天気」の分析・対策の検討を行い、早期のいじめ発見、実効あるいじめの防止対策に努める。
- ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む。

(2) いじめの早期発見の取組【体制づくり】

- ・ 年度初めの職員会議で「清須市いじめ防止基本方針」「清洲小学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図り、教職員一人一人がいじめの情報をいじめ・不登校対策委員会に報告共有し対応する義務があることを周知徹底する。
- ・ 教職員と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

(3) いじめへの対応【連携・相談・対応・再発防止】

- ・ いじめの発見・相談・通報を受けた場合、迅速かつ組織的に対応する。
- ・ 教職員がいじめを発見、相談、通報を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会（学年会）」を開催・報告を行う。当該いじめに係る情報を学年で共有し、対応の検討を行う。また、担任を中心に協力して記録する。
- ・ 委員会・学年会からの報告を全教職員で情報共有する。
- ・ 被害児童を守り通すという姿勢で臨み、加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・ 当該児童間による話し合いでの解決が望ましいが、難しい場合には、保護者・校長・教頭・教務主任・校務主任、学年主任、担任等で、より望ましい解決に向けてケース会議を行う。連絡・調整は教育支援コーディネーター、学年主任が中心となって行う。
- ・ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ・ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害者児童及び加害者児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。
- ・ 学校におけるいじめ防止等の取組の検証を行い、改善策を検討する。
- ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

(4) 家庭や地域との連携

- ・ ホームページにいじめ防止基本方針を公表し、いじめ防止の計画や取組、学校評価の結果等を発信する。
- ・ 学校行事・研修等について学校運営協議会やホームページで地域や家庭に発信する。

(5) 関係機関との連携

- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭教育相談員などの外部専門家の他、児童相談所や警察などの関係機関と連携して対応する。その連絡は教頭が行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、教育委員会の指示に基づいて調査対応をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して個人情報に留意し、適切な情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、3学期のいじめ不登校・対策委員会で見直し、より実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート

を実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 児童理解やいじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。管理職は適宜、研修成果に対する指導・評価を行う。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は、ホームページ等で公開する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

清洲小学校 いじめ防止対策 組織図

